

# 指定訪問看護事業者等における医薬品の配置に係る臨時的な対応について (必要時に患者に輸液を提供できない状況が想定される場合のフロー)

【すでに臨時的な対応が行われている地域であるか】

Yes

地域の協議で包括的な合意が  
されていれば、新たな患者にも臨  
時的な対応が可能

No ※本運用につきましてはQA問1もご参照ください。

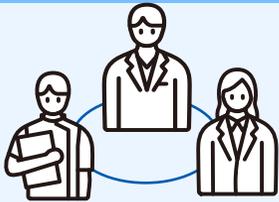
【対象となる医薬品】  
等張性電解質輸液製剤  
低張性電解質輸液製剤  
(開始液及び脱水補給液に限る)

※画像はAIにより生成

初めて臨時的な対応を行う地域においては以下のフローが必要

## STEP 1

医師・薬剤師・看護師等による事前協議、関係団体への相談等



- まず、関係する医師・薬剤師・看護師等で協議し、**臨時的な対応以外のことができないかを検討しましょう**（オンライン可）。  
(例) 新たな連携薬局を探す
- これまで薬剤師が関わっておらず、連携する薬局が見つからない場合は、**都道府県薬剤師会に相談しましょう(※)**。
- その上で、臨時的な対応を行うことになった場合には、**それぞれの職能団体に、臨時的な対応を行う旨を情報提供しましょう**。

## STEP 2

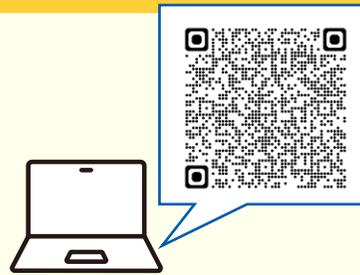
輸液の保管条件を満たせるか確認



- 対象の輸液の保管には、以下の条件の遵守が必要です。
  - ①換気が十分で清潔なこと。
  - ②室温(1~30℃)で管理できる設備で管理すること。
  - ③管理者を明確化すること。
  - ④貯蔵設備(キャビネット等も可)を取り扱える者を特定すること。
  - ⑤適正な管理ルール(室温、使用期限、在庫数確認等)を文書化し、それに従った管理を日常的に実施すること。
- 開始前及びおおよそ半年ごとに、保管条件が適切か、薬剤師の確認を受けましょう。**(オンライン可)

## STEP 3

厚生労働省への報告と卸売販売業者の販売・運用開始



- 厚労省専用サイトに必要事項を入力し、報告しましょう。**  
※臨時的な対応を実施する指定訪問看護ステーションの名称等の情報は厚生労働省HPに公表されます。  
※卸売業者は、厚労省が公表したリストを確認して、臨時的な対応の対象となる輸液を販売します。  
(なお、留置針や点滴ルート等は、現行制度下でもあらかじめステーションに保管可能です。)

## STEP 4

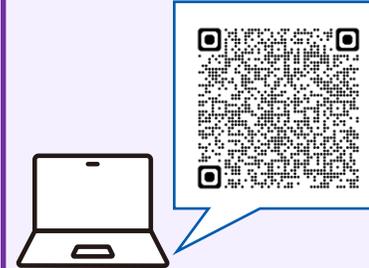
臨時的な対応として患者に輸液を使用



- 患者の状態が変化し、輸液が必要となった場合には、看護師は医師の指示に基づき(注)患者に保管している輸液を使用することができます。
- (注) 輸液を使用する場合は、事前に当該医師又は薬剤師の確認が必要

## STEP 5

定期報告・改善策の検討



- 厚生労働省に、**毎年3月末までに臨時的な対応の実施状況を報告**しましょう。
- 臨時的な対応は、継続して実施することを想定したものではありません。**在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制が構築・強化されるまでのものです。
- そのため、**医師等により改善策についての検討が併せて行われていることが必要**です。  
※臨時的な対応の終了時にも、厚生労働省へのご報告をお願いします。

# （別紙） 指定訪問看護事業者等における医薬品の配置に係る臨時的な対応について（実施におけるフローチャート）

## 【臨時的な対応として指定訪問看護ステーションに配備できる医薬品の範囲】

### 等張性電解質輸液製剤、低張性電解質輸液製剤（開始液及び脱水補給液に限る）※

- ※ ①在宅療養を継続する程度の想定外の状態変化に対応する  
②事前の処方/調剤による配置が馴染まない、  
③対応できる一般用医薬品がない、  
④特別な管理を要さないことから、上記の対象となる輸液に限ったもの。

## 【臨時的な対応として配備する輸液の使用条件等】

対象の輸液は、**以下の条件を両方満たした場合に用いられるものです。**

①在宅療養中の患者の急な状態の変化時（※）であること。

※在宅療養を継続する程度の状態の変化であって、看護師等であっても明確に判断できるような変化に限ります。

②実際に医師の診療により当該輸液が必要となり、他に当該輸液を円滑に入手する手段がない場合に、看護師等が、医師の指示に基づき、当該医師又は薬剤師に確認した後に患者への投薬又は当該輸液の使用を伴う処置に用いること。